

福津市ではSDGs(持続可能な開発目標)の考え方を踏まえた環境保全に取り組んでいます

環境掲示板

市うみがめ課 ☎62・5019 FAX43・9005
E-mail umigame@city.fukutsu.lg.jp



分別収集の注意点

市は4月に分別収集会場の巡回を行いました。その際に特に多かった間違いを紹介します。分別収集品目と異なるものが混入するとリサイクルの工程で支障を来します。適切なりサイクルを進め、ごみを減らすためにも、正しい分別収集に皆さんのご協力をお願いします。

①紙パック

注ぎ口がプラスチックのものは、口の部分を切り取って「燃やすごみ」へ、それ以外を「紙パック」に出してください。また、内側が銀色のものは、アルミコーティングされており、「紙パック」として再利用できませんので「燃やすごみ」に出してください。



▲注意が必要な紙パック

②ペットボトル

中身を空にして、洗って出してください。汚れたペットボトルは「燃やすごみ」です。キャップ、ラベルは外して「プラ容器包装・食品用トレイ」に出してください。また、ペットボトルはつぶさずに出してください。



▲ペットボトルはつぶさない。キャップとラベルは外す

野焼きは法律で禁止されています

野外で紙類やビニールなどのごみを燃やす野焼きをすると、悪臭、煙、すすが発生し、広範囲に悪影響が及びます。このため野焼きは一部の例外を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されており、違反した場合は処罰されることがあります。お互いに顔見知りだとなかなか注意しにくいものです。家庭から出るごみの焼却は近所迷惑になりますので絶対にやめましょう。

次の場合は例外的に野焼きを行うことができますが、近隣の人の生活環境に支障がある場合は中止をお願いすることがあります。また、タイヤ、農業用を含む廃ビニール、プラスチック類は例外の場合でも焼却できません。

- ①国、県や市町村が河川などを管理する上で排出した刈り草、切った枝などの焼却
- ②震災などの災害によって発生した木くずなどの焼却
- ③風俗習慣または宗教上の行事を行うための焼却
- ④農作業、森林管理などで行われる収穫後のつるや刈り草などの焼却
- ⑤たき火やキャンプファイヤーなどの軽微な焼却



▲近隣の人の迷惑になる野焼きはやめましょう